

白松苑居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正清会が開設する白松苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
 - 3 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：白松苑居宅介護支援事業所
- 二 所在地：山口県山口市阿知須4167番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職務、員数及び職務内容は、次表のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤 1名	・介護支援専門員の管理、指導。 ・その他、本事業の業務の統括。
介護支援専門員	常勤 1名	・居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整。 ・その他、第2条の運営方針に基づく業務。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日とする。
(ただし、国民の祝日に規定する日、8月15日～16日、12月31日～1月3日を除く。)
- 二 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画書が利用者の同意を基本として形成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第7条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

2 事業所は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当者の配置]

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

(ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その他おかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

(ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

二 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

(イ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

三 介護保険施設の紹介等

- (イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜提供を行う。
- (ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けられないものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 0円

二 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、山口市（阿知須、佐山、嘉川、深溝）の区域とする。ただし、隣接する他の地域等からの依頼に対しては事情に応じて検討する。

(秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第12条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修：採用後、6ヵ月以内
- 二 継続研修：年1回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正清会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。